

総務部長 決裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番号		共同演習 20		科 項 目 目 目 細分		防衛力基盤強化推進費 教育訓練費 教育訓練演習費(教訓・雑役)				
要 求 欄										年 月 日		調 達 欄								
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元					室 長		補 佐		係 長		係			
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課長等	補 佐	供用官	係											
行 為 名 称		算 出 内 訳			時 期、 場 所、 人 員、 そ の 他										契 約 方 式	一 般 指 隨 意		根 拠 法 令	会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号	
磁化特性測定装置年間 保守		1式			仕様書のとおり											選 定 業 者			契 約 条 件	
															予 定 価 格		総 額			算 出 の 基 礎
総 額												調達説明 日 時		年 月 日 時 分						
備考											入札日時		年 月 日 時 分							
	課室名	固体化学構造解析室			要求者氏名	浅野 敦志		電話番号	3596											

仕 様 書

		調達要求番号	共同演雑 20
品 名	数量	備 考	
磁化特性測定装置年間保守	1 式	バリアンテクノロジー Varian NMR Systems 400WB 型	

1 適用範囲

本仕様書は、防衛大学校全学共同利用器材固体化学構造解析室で保有する磁化特性測定装置の年間保守について適用する。

2 役務に関する要求

(1) 保守期間

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日

(2) 作業内容

①保守期間において本装置に不具合が生じた場合は速やかに技術者を派遣して点検調整作業を実施し、正常な作動の維持に当るものとする。

②本装置(Varian NMR Systems 400WB、コンプレッサー、ドライヤー、多核高周波ユニットおよび制御用コンピュータより構成される制御系)の機能、性能及び正常な動作維持のため、次の作業を実施し、器材の総合的な機能及び動作の確認を行うものとする。

実施予定時期についてア～ケは原則 2 月とし、予定どおり実施できない場合は契約担当官等と協議するものとする。コは年 3 回実施とし、実施時期については契約担当官等と協議するものとする。

③点検調整の詳細要領については、製造元が定めているマニュアル等によるものとする。

ア 分光計点検調整

(ア) RF コントローラー動作確認及び調整

(イ) PTS 動作確認・調整及び制御コンピュータの動作確認

(ウ) DDS 動作確認及び調整

(エ) DDR 動作確認及び調整

(オ) 中間周波数 20MHz 基準発振出力器動作確認及び調整

イ 信号初期増幅部点検調整

プリアンプの動作確認及び調整

ウ 信号増幅部点検調整

(ア) 1H/19F High Power Control-6dB の動作確認及び調整

(イ) 1H/19F High Band Control の動作確認及び調整

(ウ) 1H/19F ダイレクトドライブ PPC の動作確認及び調整

(エ) 6-220M High Power Control-6dB の動作確認及び調整

(オ) 6-220M Low Band Control の動作確認及び調整

(カ) 6-220M ダイレクトドライブ PPC の動作確認及び調整

(キ) 10-130M High Power Control-6dB の動作確認及び調整

(ク) 10-130M Low Band Control の動作確認及び調整

(ケ) 10-130M ダイレクトドライブ PPC の動作確認及び調整

エ 信号受信部(6mmφ, 3.2mmφ 及び 1.6mmφ プローブ)点検調整

(ア) 可動部の動作確認及び調整

(イ) コネクター部の動作確認及び調整

オ エアー制御部点検調整

(ア) MAS スピードコントローラーの動作確認及び調整

(イ) 流量・圧力の確認及び調整

カ 温度制御ユニット点検調整

(ア) AT220D ドライヤーの確認及び調整

(イ) 圧力の確認及び点検

キ 低周波核測定ユニット点検調整

チューニングの動作確認及び調整

ク 超伝導マグネット部点検調整

(ア) ヘリウム蒸発量の確認及び調整

(イ) ドリフト値確認

ケ 基本性能確認(6mmφ, 3.2mmφ 及び 1.6mmφ プローブ使用)

(ア) 13C S/N 確認及び調整

(イ) 13C 90° パルス幅確認及び調整

(ウ) 1H 90° パルス幅確認及び調整

コ 液体ヘリウム充填作業

(3) 消耗品等

液体ヘリウム 200L (官給品)

作業に必要な消耗品等は契約相手方の負担とし、部品交換等が発生した場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

3 作業場所

防衛大学校 理工学 1 号館 1 階 101B 号室 (別図 1 及び別図 2 のとおり)

4 検 査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

5 その他

(1) 作業に必要な器材等は、契約相手方が準備するものとする。

(2) 作業後の不要となった交換部品、廃材等 (契約相手方が持ち込んだ梱包材等を除く) については、発生材調書を添えて、契約担当官等の確認を得た後、契約担当官等の指示する場所に集積する。

(3) 契約相手方は作業終了後、速やかに作業報告書 (様式任意) 1 部を契約担当官等へ提出するものとする。また、指定時期以外に作業を行った場合も同様とする。

(4) 契約相手方は保守対象装置に修理又は改造の必要な状況を発見したときは、遅滞なくその内容を契約担当官等に報告しなければならない。

(5) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。

(6) 本仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

別図 1



